

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 1月11日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：10件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	NO. 1重油タンクへ重油受入時、油分離槽ドレンタンクの上蓋よりエアリークが認められたため、当該上蓋を点検修理	D	
2	1号機	NO. 1重油タンクのベントフィルタにおいて、一部に腐食が認められたため、当該フィルタを交換	D	
3	1号機	燃料プール冷却ポンプ（B）用軸受冷却水入口弁の浸透探傷検査時、弁体シート面外に指示模様が認められたため、当該弁を修理	D	
4	1号機	プロセス計算機のプログラム調査において、プラント性能計算仕様書の熱出力計算に使用するデータ処理方法に誤記が認められたため、対応検討	C	
5	1号機	燃料プール冷却ポンプ（B）用軸受冷却水入口弁の点検時、冷却水配管の接続部に漏えい痕が認められたため、当該部を修理	D	
6	2号機	加熱蒸気戻り系凝縮水回収ポンプ（A）の点検時、シールブッシュとシャフトの間隙値に許容値外れ及びシャフトに摩耗が認められたため、当該ブッシュ及びシャフトを交換	D	
7	4号機	原子炉隔離時冷却水ポンプ室油ドレンサンプピット内清掃中、ピット内上部壁面に塗装の剥離が認められたため、当該部を補修	D	
8	5号機	タービン建屋補機冷却系熱交換器海水入口ヘッダベント1次弁の閉操作時、ボンネット付け根部より海水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	C	
9	5号機	タービン建屋補機冷却系熱交換器海水入口ヘッダベント2次弁において、シートパス（鉛筆1本）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	6号機	タービン建屋1階給水加熱器室南西側入口扉において、開閉操作不良（ゆがみ）が認められたため、当該扉を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで